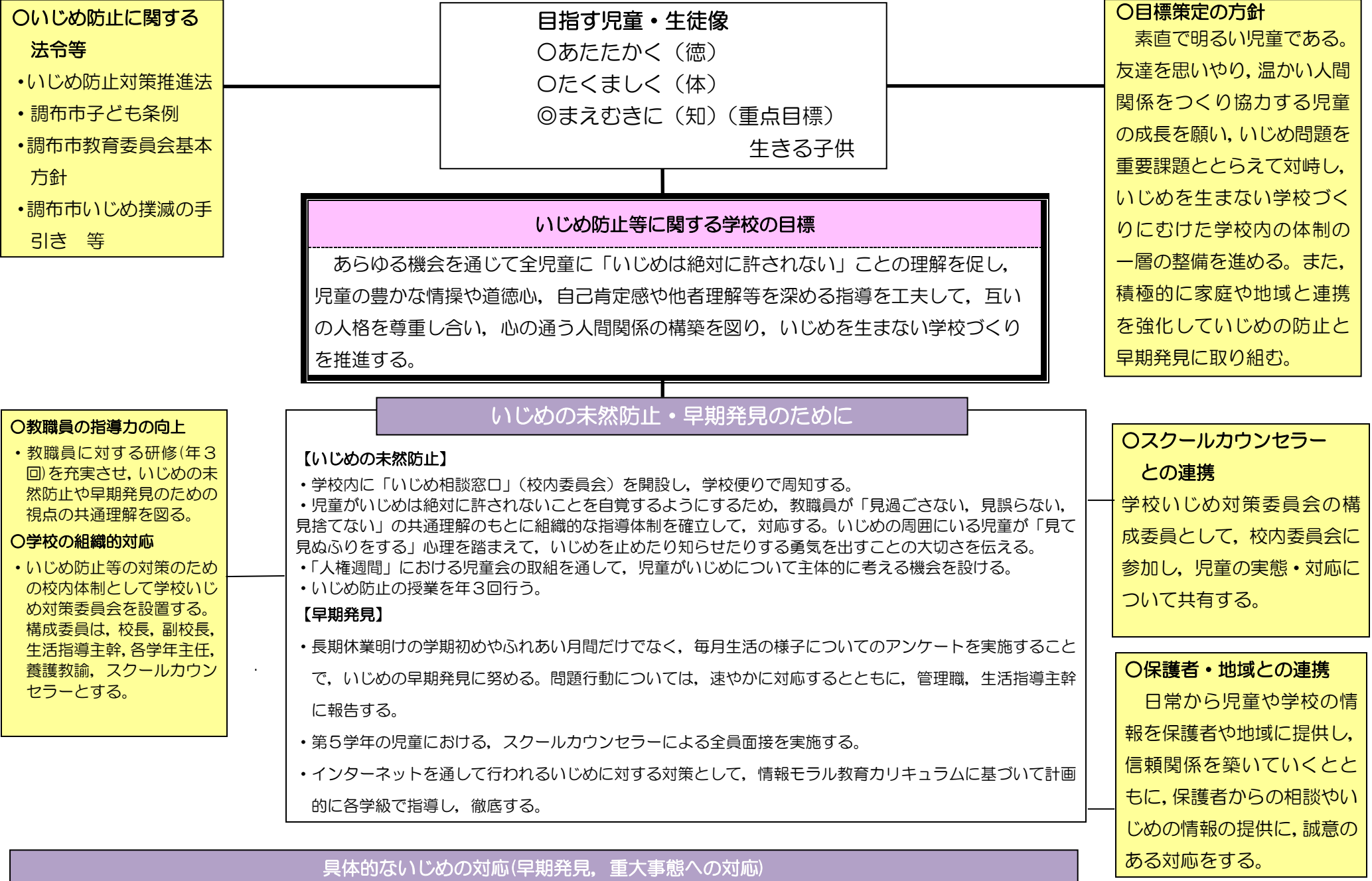


令和5年度 調布市立染地小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめの対応(早期発見、重大事態への対応)

いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合		
① 実態把握の観点	② 指導・支援の基本姿勢	③ <被害児童・生徒の支援>
・いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。	いじめ対策委員会の構成員は、校長、副校長、教務主幹、生活指導主幹、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。ケース内容によって、学校長がメンバーを招集する。週1回生活指導夕会を実施し、児童の様子や指導の手だてについて共通理解を図る。いじめの実態がある場合は、適宜いじめ対策委員会を開き、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の早期解消に向けて組織的に取り組む。	いじめられた児童が訴えやすい環境を作る。訴えを十分聞き取ってからいじめの事実について児童の訴えに沿い、整理・確認し、早期に適切に対応する。
・「いじめられる側にも問題がある」という見方をしない。		<加害児童・生徒の指導>
・いじめであるか否かは、被害者の受け止め方で判断する。		いじめ行為を制止する一方で、不満やストレスなど鬱積している感情を受け止めつつ、自己表現や対人関係の能力の向上を図るように援助していく。
・いじめ発見チェックシートを活用する。		
教育委員会や関連機関と連携して対応する場合		
●関係諸機関との連携		
事案発生の確認ができ次第すみやかに会合し、指導室、教育相談所、特別支援コーディネーター室、子ども家庭支援センターすこやかなど、関係諸機関と連携を密にしながら、いじめの解消・解決につなげる。		

*重大事態への対処
●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
➡
①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
② 被害の児童・生徒への緊急避難措置を検討し、実施する。
③ 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討をする。
④警察や児相等との連携
⑤緊急保護者会の開催

年 間 指 導 計 画												
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
各教科	情報モラル						「いのちと心の教育」月間					
生活指導	挨拶運動	挨拶運動	SC全員面接	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動	挨拶運動
学校行事	入学式			始業式						始業式		卒業式
特別活動	集団生活のルール							児童会による集会			友だちを大切に	
道徳	信頼・友情	生命尊重	思いやり・親切				思いやり・親切		道徳授業地区公開講座			
家庭・地域	保護者会		保護者会			家庭教育セミナー		保護者会			保護者会	保護者会
	地区子供会					(情報モラル)						